

⑦除却後跡地適正管理補助



空き家解体後の跡地利用を促進するため、当市の特産物の苗木の植樹や舗装等の費用の一部を補助します。

補助額等

- 1 苗木の管理費用
(補助限度額:3万円,補助率 10/10)
- 2 舗装費用
(補助限度額:10万円,補助率 1/2)



※予算に限りがあるため、補助申請前にご相談ください

対象空き家

市に登録された空き家を除却した跡地

補助対象者

- 1 空き家除却後の跡地に、江田島市の特産物（オリーブ・みかん・レモン・いちじく）の苗木を植え、有効活用する者
- 2 空き家除却後の跡地を舗装し、適正に管理する者

提出書類

事業実施前

- ①交付申請書
- ②費用の見積書(写し)(舗装時)
- ③空き家・除却後の跡地の現在の所有者が確認できるもの(登記事項証明書又は名寄帳兼課税台帳)
- ④図面・写真等
- ⑤市税等に滞納がないことを証明する書類
- ⑥その他市が必要と認めた書類(誓約書等)

事業完了時

- ①事業実績書
- ②管理費・舗装費等の領収書(写し)
- ③施工前と施工後の写真

条件

市に登録された空き家の跡地であること
おおむね5年以上は栽培すること

注意点

申請前に事業に着手されていた場合は、補助の対象となりません
実績報告は3月10日まで
空き家除却支援補助金又は、危険家屋除却補助金と併給は可能です

お問い合わせ先 江田島市土木建築部
都市整備課 TEL0823-43-1647